

富谷市告示第60号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定により、等級等ごとの職員の数について、下記のとおり公表します。

令和6年7月31日

富谷市長 若 生 裕 俊

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

行政職給料表

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	定型的な業務を行う主事，技師，保育士，看護師，栄養士，社会福祉士，幼稚園教諭，保健師，臨床心理士，学芸員又は社会教育主事（以下この表において「主事等」という。）の職務	101	30%	主事 技師 保育士 幼稚園教諭 保健師 栄養士 社会福祉士 計	63 6 18 1 6 4 3 101	149	45%	主事級
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	48	15%	主事 技師 保育士 幼稚園教諭 保健師 栄養士 社会福祉士 計	32 4 6 1 3 1 1 48			
3 級	主査，技術主査，主任主査若しくは主任技術主査の職務又は職務の複雑，困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	41	12%	主査 技術主査 主任主査 主任技術主査 計	16 10 11 4 41	26	8%	主査級
						15	4%	主任主査級
4 級	主幹若しくは技術主幹の職務又は職務の複雑，困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	62	19%	主幹 技術主幹 副参事 技術副参事 副館長 副所長 保育副所長 副園長 計	24 18 2 2 6 5 4 1 62	62	19%	主幹級
5 級	課長補佐若しくは室長補佐の職務又は職務の複雑，困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	37	11%	課長補佐 室長補佐 次長 保育所長 副所長 幼稚園長 計	27 1 2 4 2 1 37	37	11%	課長補佐級
6 級	課長，室長，参事若しくは技術参事の職務又は職務の複雑，困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	35	10%	課長 会計管理者 事務局長 室長 参事 技術参事 危機管理監 館長 所長 保育統括監 計	21 1 2 1 4 1 1 1 2 1 35	35	10%	課長級
7 級	部長の職務又は職務の複雑，困難及び責任の度がこれと同程度のものとして長が規則で定める職の職務	9	3%	部長 次長 教育次長 計	7 1 1 9	9	3%	部長級
合計		333	100%					

※行政職給料表が適用となる全職員を対象とする（再任用職員除く）

行政職給料表（再任用職員）

等級	再任用職員の職	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
2 級	主査、技術主査	1	9%	技術主査	1	1	9%	主査級
				計	1			
3 級	主幹、技術主幹	1	9%	技術主幹	1	1	9%	主幹級
				計	1			
4 級	副参事、技術副参事、副所長、副館長	9	82%	副参事	6	9	82%	副参事級
				技術副参事	3			
				計	9			
	合計	11	100%					

単純労務職員 給料表

等級	級別職務分類表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	1 運転手等の職務 2 業務員等の職務	4	25%	業務員	1	11	69%	運転手、業務員
				運転手（再任用）	1			
				業務員（再任用）	1			
				技能員（再任用）	1			
				計	4			
2 級	1 相当の技能又は経験を必要とする 業務を行う運転手等の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする業 務を行う業務員等の職務	3	19%	運転手	1	11	69%	運転手、業務員
				業務員	2			
				計	3			
3 級	1 主任の職務 2 高度の技能又は経験を必要とする業 務を行う運転手等の職務 3 高度の技能又は経験を必要とする業 務を行う業務員等の職務	9	56%	主任運転手	2	5	31%	主任級
				主任技能員	1			
				業務員	1			
				技能員	1			
				土木業務員	4			
	合計	16	100%	計	9			

※再任用職員含む